

市町村合併に関する59項目の協議結果

総務・企画・議会小委員会

1 一部事務組合の取扱いに関すること。

一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 6町村内で構成している一部事務組合(白根町八田村学校給食組合、峡西広域行政事務組合、野呂川水道企業団)については解散し、新市の事業部門に編入する。

(2) 6町村以外の公共団体と構成している一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に当該組合に加入する。

なお、中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合の共同処理内容は現行のまま新市に移行する。

2 町村内の町名・字名の取扱いに関すること。

町名・字名の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 芦安村については、大字の設定区域は現行のとおりとし、大字名の前に「芦安」を付する。

(2) 八田村、白根町、若草町、櫛形町、甲西町については、大字は現行のとおりとし、現町村名は付さない。

(付帯事項)

支所、消防組織等に、現町村名を付する。

3 公共的団体等の取扱いに関すること。

公共的団体等の取扱いについては、現状のまま新市に移行することを基本とし、必要に応じて連合会方式を採用する中で、一本化できるものについては、合併後も含めて統合を図る。

4 支所・出先機関の取扱いに関する事。

支所・出先機関の取扱いについては、現役場庁舎を支所として活用し、出先機関は現行のとおりとする。

5 慣行（町村章、憲章等）の取扱いに関する事。

慣行（町村章、憲章等）の取扱いについては、現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。

6 行政連絡機構の取扱いに関する事。

行政連絡機構の取扱いについては、現状のまま移行し、必要に応じて中間的な連絡組織を設ける。

7 特別職（各種行政委員会の委員を含む。）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いに関する事。

特別職（各種行政委員会の委員を含む。）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いについては、法令等に定めがあるものを除き、任意に設置するものについて新市建設計画に明記する。

8 財産、公の施設の取扱いに関する事。

財産、公の施設の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

（付帯事項）

芦安村の山小屋の件については、村からの具体的な提示案を後日確認する。

9 消防団の取扱いに関する事。

消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。新市の消防団の組織体制、報酬手当等は地域の特殊事情によるものを除き、統一することを基本に関係者の協議調整を踏まえて決定する。

また、個々の事業計画については、現状を基本に新市の消防計画を策定する際、必要に応じ調整する。

10 地方税の取扱いに関する事。

地方税の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 市民税の納期については、八田村、白根町、芦安村、櫛形町の例によることとし、法人税割の税率は、13.1%とする。

(2) 固定資産税の納期については、白根町の例による。

(3) 軽自動車税の納期は、八田村、白根町、若草町、櫛形町、甲西町の例による。

11 友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱いに関する事。

友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

12 出資団体等の取扱いに関する事。

出資団体等の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぎ、同種のものについては新市施行後、関係者との協議の中で統合等を検討する。

13 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事。

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用することとし、在任期間については新市建設計画等に明記する。

14 使用料及び手数料（総務・企画・議会関係）の取扱いに関する事。

使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

15 補助金（総務・企画・議会関係）の取扱いに関する事。

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。

産業・経済小委員会

1 農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いに関すること。

農林基盤整備事業の受益者負担金の取扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新規事業は事業採択時に新市において調整することとし、調整方針は次のとおりとする（広域農道等幹線道路は除く）。

- (1) 災害復旧事業の農地 工事費に対し補助残の25%
- (2) 県単土地改良事業 工事費に対し5%
- (3) その他の土地改良事業 工事費に対し補助残の10%

2 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること。

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年以内の間において、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することとし、在任期間は新市建設計画等に明記する。ただし、定数は町村ごとに次の数を上回らないものとする。

八田村	10名	白根町	17名	芦安村	10名
若草町	13名	櫛形町	16名	甲西町	14名

3 農林業振興の一体的取扱いに関すること。

農林業振興の一体的取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 若草町で実施している「転作特別奨励金」については、新市における転作面積の配分方法と併せて検討する。
- (2) 農振農用地区域については現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調整する。
- (3) 農業経営基盤強化については、新市において、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する。
また、継続的事業については、新市に引き継ぐ。
- (4) 遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して新たな施策を定める。
- (5) 農業後継者育成資金の貸付については、当面有利な融資条件に合わせることにし、新市施行後、新たな基準を検討する。
- (6) 森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で、新市の計画を策定する。

4 農林土木事業の取扱いに関すること。

農林土木事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 土地改良事業にかかる単独補助については、合併時に廃止し新市において新たに検討する。
- (2) 土地改良事業の継続事業については、現行の補助率で新市に引き継ぎ、新規事業の補助率は事業採択時に新市において調整する。
- (3) 農道及び林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。

5 商工観光事業（各種イベント等）の取扱いに関すること。

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては、新市において調整する。

6 商工業・観光振興に関すること。

商工業・観光振興の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- (2) 合併後速やかに新市の観光協会を設置し、観光振興の強化を図る。
- (3) 小規模企業者の貸付資金については現行制度を維持することとし、勤労者に対する貸付資金については、白根町の例により新市全域を対象とする。
- (4) 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

7 温泉、保養施設の取扱いに関すること。

現状のまま移行し新市において適宜見直し・検討を図る。

8 使用料及び手数料（産業・経済関係）の取扱いに関すること。

使用料及び手数料の取扱いについては、現行のまま移行し、新市において必要に応じ見直しを図る。

9 補助金（産業・経済関係）の取扱いに関すること。

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、必要に応じて見直しを図る。

建設小委員会

1 都市計画の取扱いに関すること。

現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて、新市において策定する。

2 道路・河川・公園等の一体的整備の取扱いに関すること。

道路・河川・公園等の一体的整備の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 継続中の事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 各事業の整備計画等については、各町村の基本理念に基づき、新市の総合計画等の中で調整する。また、事業の執行に当たっては、整備率など地域バランスに考慮した整備を図る。
- (3) 公園の整備・管理については、新市において所轄部署の一元化を図る。

3 建設・建築事業の取扱いに関すること。

建設・建築事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 道路、水路、継続中の事業等については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 河川清掃等の報償金、助成金については、現状のまま新市に引き継ぎ、各地域の実情を踏まえる中で基準の見直しを検討する。
- (3) 水防計画については、各町村の現行水防計画や各地域の実情を踏まえる中で、新市としての水防計画を策定する。

4 公営住宅の取扱いに関すること。

現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性」の基本原則に基づき、必要に応じて調整する。

5 上水道、簡易水道、小規模水道の取扱いに関すること。

上水道等については、現行の各事業会計を新市に移行し管理体制を一元化する。また、新市の水道整備計画を策定し住民生活に支障のないよう調整しながら一本化を図る。

6 公共下水道の取扱いに関すること。

基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、使用料や助成制度などはできるだけ統一し、住民の負担増とならないよう可能な限り調整する。

7 農業集落排水事業の取扱いに関すること。

芦安村だけで実施している本事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。

8 合併処理浄化槽の取扱いに関すること。

現状のまま新市に引き継ぐ。

9 使用料及び手数料（建設関係）の取扱いに関すること。

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- （１）公共下水道料金については、県の指導基準を基に統一する。
- （２）その他の使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

10 補助金（建設関係）の取扱いに関すること。

補助金の取扱いについては、次のとおりとする。

- （１）花壇生垣推進に関する補助金については、全市を対象とし水準の高い甲西町の例による。
- （２）水洗便所設置費補助金については、全市を対象とし水準の高い白根町及び櫛形町の例による。
- （３）その他については、現状のまま新市に移行し必要に応じて調整する。

住 民 小 委 員 会

1 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取扱いに関すること。

サービス水準の低下とならないよう、窓口業務の取扱い時間の延長を継続し、合併後は、カード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用方式とする。

2 国民健康保険の取扱いに関すること。

国民健康保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の税率については、基金の有効活用などにより、住民の負担増とならないよう努める。
- (2) 基金については、合併後の運営に支障のない範囲でそれぞれ持ち寄る。
- (3) 成人病検診補助については、サービス水準の高い白根町の例による。

3 各種年金の取扱いに関すること。

取扱い業務、受給相談は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

4 介護保険の取扱いに関すること。

介護保険の取扱いについては、サービス水準に格差のあるものは高い方に統一する。

5 児童福祉の取扱いに関すること。

児童福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- (3) 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。

6 高齢者福祉の取扱いに関すること。

高齢者福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大して実施する。
- (3) 高齢者祝い金については、80～89歳は7,000円、90～99歳は10,000円、100歳以上は100,000円とし、100歳時に給付する祝い金等は300,000円とする。

7 社会福祉の取扱いに関すること。

社会福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。

8 保育事業の取扱いに関すること。

保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。
- (2) 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。

9 社会福祉協議会の取扱いに関すること。

社会福祉協議会の取扱いについては、制度の趣旨を踏まえる中で、効率的・効果的な組織体制に統合する。会費は八田村、白根町、芦安村の例によることとし、サービス内容の充実を図る。

10 廃棄物・し尿処理の取扱いに関すること。

廃棄物・し尿処理の取扱いについては、当面現行のまま移行することとし、廃棄物処理については、合併後新市において、可能な限り速やかに一本化及び施設整備等についての検討を進める。また、住民参加を図る中で、新市の一般廃棄物処理計画を策定し、適切な収集業務を行う。

11 使用料及び手数料（住民関係）の取扱いに関すること。

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- （１）住民票の謄本に関する証明手数料については、白根町、櫛形町の例による。
- （２）その他については、現行どおりとする。

12 補助金（住民関係）の取扱いに関すること。

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。

13 火葬場の取扱いに関すること。

火葬場については、八田村、白根町、芦安村が三郡衛生組合に参入する方向で調整に努める。調整の具体的な方針については、総務・企画・議会小委員会の決定に委ねる。

教 育 小 委 員 会

1 学校教育の取扱いに関すること。

学校教育の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 小中学校の施設整備については、新市において策定する学校施設整備計画に基づき推進を図ることとし、策定の基本方針は次による。
 - ・耐震等の危険状況、建築年次を考慮した事業執行とする。
 - ・危険状況等が同レベルの場合は、校舎優先を原則とする。
 - ・災害時等の避難場所として使用される施設について考慮する。
- (2) 若草町及び櫛形町の一部地域で実施している通学助成、芦安村の「チロル学園」については、現状のまま新市に引き継ぐ。

2 学校給食の取扱いに関すること。

学校給食の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 調理方式については、当面、各学校ごとに現状のとおりとし、合併後の新市において、施設設備の更新を視野に入れ、関係者等の意見を踏まえる中で統一化を検討する。
- (2) 給食費については、小学校、中学校それぞれ低い額に統一する。
- (3) 給食費等の会計処理については、新市の歳入歳出予算に計上し処理する。

3 小中学校等の通学区域の取扱いに関すること。

通学区域の取扱いについては、当面現行のままとするが、区域境の地域については、弾力的運用に努める。

また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに各学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。

4 生涯学習の取扱いに関すること。

生涯学習の各講座については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一本化できるものについては適宜調整する。生涯学習センター（公民館等）事業は、合併後の新市全域を対象とし充実を図る。

5 育英事業の取扱いに関すること。

育英事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 育英事業については、新市において新たな制度の構築を検討する。
- (2) 芦安村における育英事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

6 町単・村単教員の取扱いに関すること。

教育水準が低下しないよう現状を継続することを原則とするが、新市においては将来的な方向を見据え統一した基準を設ける。

7 各種スポーツ大会の取扱いに関すること。

現在各町村で行っている各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの、全体で実施した方が効果的なものを新市において見直し検討を図る。

8 体育施設の取扱いに関すること。

体育・スポーツ施設については、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整のうえ継続実施することとし、新市においては施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討する。

9 体育指導委員の取扱いに関すること。

現行水準が低下しないよう激減緩和措置等を視野に入れながら調整を図る。

10 使用料及び手数料（教育関係）の取扱いに関すること。

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設、社会体育施設の使用料については、現行のまま移行し新市において統一した算定方式等により設定できるよう速やかに調整を図る。
- (2) 使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう合併までに統一した基準等を定める。
- (3) 手数料については、現行のとおりとする。

11 補助金（教育関係）の取扱いに関する事。

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直し等を行う際に、必要に応じ調整する。

12 体育協会の取扱いに関する事。

体育協会の取扱いについては、次のとおりとする。

- （1）新市の体育協会を設置し、町村の体育協会は各地区体育協会とし新市体育協会の加盟団体とする。
- （2）新市体育協会の会費等は、事業等と併せて新市体育協会において検討することとし、各地区体育協会の会費等の取扱いについては、各地区体育協会（現町村体育協会）に一任する。
- （3）地区体育協会等加盟団体への助成は、均等割、会員数及び事業等を考慮する中で、新市体育協会において検討する。